

令和二年二月十八日受領  
答弁第四六号

内閣衆質二〇一第四六号

令和二年二月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員亀井亜紀子君提出竹島問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員亀井亜紀子君提出竹島問題に関する質問に対する答弁書

一について

北方領土問題と竹島問題についての政府の取組については、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等が異なることから、これらを単純に比較することは困難であるが、政府としては、御指摘の「竹島の日」への対応も、諸般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたい。

二について

領土・主権展示館については、我が国の領土・主権に関する事実や我が国の立場に関する正確な理解を国内外に浸透させていくための発信拠点として、平成三十年一月に開館し、令和元年十二月までに約一万人が来館したところである。同館については、展示面積の拡大や展示内容の充実等を図るため、令和二年一月に東京都千代田区霞が関の虎の門三井ビルディングに移転したところであり、政府としては、国会議事堂から近いという立地条件もいかし、全国から修学旅行等で国会議事堂を訪れる多くの児童生徒を一層積極的に誘致したいと考えており、まずは、全国の教育委員会等に対して、同館の移転及び展示の充実等について周知を行うなど、様々な機会を捉え、引き続き周知・広報に努めてまいりたい。

また、お尋ねの「児童生徒用教材や教師用指導資料」については、現在、内閣官房のホームページにおいて、島根県が作成した竹島に関する教材を掲載し、都道府県及び指定都市の教育委員会の指導主事等を対象とした会議において周知するなど、政府としても、各学校において活用可能な資料を周知しているところである。学校における竹島に関する教育については、小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）、中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号）及び高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）において、竹島が我が国の固有の領土であること等を明記している。また、現在使用されている小学校及び中学校の社会科、高等学校の地理歴史科等の教科用図書においても、竹島に関する記述がなされているところであり、政府としては、引き続き、竹島に関する教育の充実に努めてまいりたい。

### 三について

政府としては、隠岐の島町が、竹島に関する住民の証言や資料の収集を目的として、「久見竹島歴史館」を運営していると承知しており、竹島問題に関する我が国の立場についての正確な理解が浸透するよう、同館と領土・主権展示館の一層の緊密な連携に取り組んでまいりたい。

#### 四の1について

日本海の名称は、当該海域の国際的に確立した唯一の名称であり、御指摘の「IHO総会」に向け、関係国等の正しい理解を得るべく、様々な機会を捉えてしっかりと主張していく考えである。

#### 四の2について

政府としては、我が国の領土・主権に関する立場について、客観的な事実に基づいて国際社会に対して働きかけることは重要であると認識しており、その一環として、国際共同研究支援事業費補助金により、我が国の研究機関による自主的な領土・主権及び歴史に関する調査研究、研究成果の国内外への発信等を支援している。引き続き、我が国の領土・主権に関して戦略的に対応するための有効な方策を不断に検討していく考えである。

#### 五について

お尋ねの「領海警備の拡充」については、海上保安庁において、「海上保安体制強化に関する方針」（平成二十八年十二月二十一日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、令和元年度においても、大型巡視船、高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機、監視カメラ等の整備をするなど、

海洋監視体制等の強化に努めているところである。